

# 福井県貸切バス利用支援事業

## 「ワクチン検査パッケージ」 および関係ガイドライン等に 関する手引

福井県



# 1 はじめに（制度概要）

---

- 本事業は県民等による、貸切バスを利用した旅行を喚起しバス事業者の支援を図るため、貸切バスの運賃・料金の一部および運行に係る感染症対策費用を県から補助するものです。
- 貸切バス事業者におかれましては、申請書一式を利用者から受領の上、公益社団法人福井県バス協会にご提出ください。
- 補助の対象は、令和4年4月1日から10月31日までに行われた旅行となります。
- 旅行とは、北陸三県の県民が、貸切バスを利用するものを指します。
- 旅行の行程は、以下の要件を満たす必要があります。

- ①出発地または帰着地が福井県内
- ②旅行の行程が「福井県・石川県・富山県」（※1）内のいずれか1県以上
- ③観光地を1カ所以上立ち寄る
- ④福井県外の方が日帰り旅行を行う場合、福井県内の観光地を1カ所以上立ち寄る
- ⑤福井県外の方が宿泊旅行を行う場合、1泊以上を福井県内で宿泊する
- ⑥学校行事への利用は修学旅行に限る（※2）

このため、同一団体で出発地・帰着地の両方が福井県外である場合、また②以外の都道府県が行程に入る場合は対象外となります。

（※1）観光庁による地域観光事業支援の改正、Go To トラベル事業等の再開に合わせ、対象エリアを順次拡大し、旅行行程に含めることが可能となります。対象エリア、有効となる期間については都度、県バス協会からご連絡します。

（※2）福井県内の学校については嶺北→嶺南、もしくは嶺南→嶺北への移動が伴う修学旅行のみに限り利用可能です。なお、ここでいう「学校行事」に幼稚園、保育園、こども園の行事は含まれませんので、たとえば幼稚園の遠足にはお使いいただけません。

- 「観光地」の考え方として、休憩・飲食のみでの立ち寄り、車窓観光での利用は含みません。（これらの利用では観光地への立ち寄りとして認められません）

- 補助金の額は、以下のとおりです。

ただし、本事業の予算総額に達した時点で、補助金の交付を終了いたします。

- ①運賃・料金：全体額（税込）の3割以内。

（ただし百円未満切捨。また、1台1運行あたり45,000円までを上限とする）

- ②運行に係る感染症対策：1台1運行あたり10,000円（定額）

## 【補助金交付までの流れ】

### 申込～旅行まで

- ①**利用者**は、貸切バス事業者（以下、事業者）予約時に、利用者から補助金の利用を連絡
- ②**事業者**は、補助金の残額を県バス協会に確認  
補助金の利用が可能であれば利用者に補助金申込書をお渡しする
- ③**利用者**は、申込書（様式1-1、1-2）に必要事項を記入。ワクチン・検査パッケージに基づき以下書類を添付し、事業者に提出
  - ・利用者全員のワクチン接種証明の写し
  - ・利用者全員の身分証明の写し
- ④**事業者**は、受領した申込書（様式1-1）の事業者記入欄に必要事項を記入するとともに、（様式1-2）記載の利用者がワクチン・検査パッケージの要件を満たしているか確認する。  
未提出の利用者へは、旅行当日、乗車前に書類提示が必要なことを伝える。
- ⑤**事業者**は、申込書（様式1-1）および運送手引書（または行程表）を県バス協会に提出
- ⑥**県バス協会**は、提出のあった補助金申込書一式を受付・審査
- ⑦**県バス協会**は、審査結果を貸切バス事業者に連絡

### 旅行当日

- ⑧**事業者**は、事前に書類の提示がなかった利用者から、ワクチン・検査パッケージ関係書類の提示を受け、申込書（様式1-2）により確認する

### 旅行終了～補助金支払まで

- ⑨**事業者**は、県バス協会に対し、確認を行った申込書（様式1-2）、乗務日報、走行記録の確認書類（※3）を提出。  
また、提出後は写しや控え等の情報を遅滞なく破棄  
（※3）原則として運行車両のデジタルタコグラフを出力した用紙、またはこれに準ずるもの
- ⑩**利用者**は、運賃・料金から補助額を控除した額を貸切バス事業者もしくは旅行会社に支払う
- ⑪**県バス協会**は、運行実績に応じて、貸切バス事業者に補助金を支払う

## 2 ワクチン・検査パッケージ対応（すべての利用者に適用されます）

### ＜貸切バス事業者と利用者間における対応＞

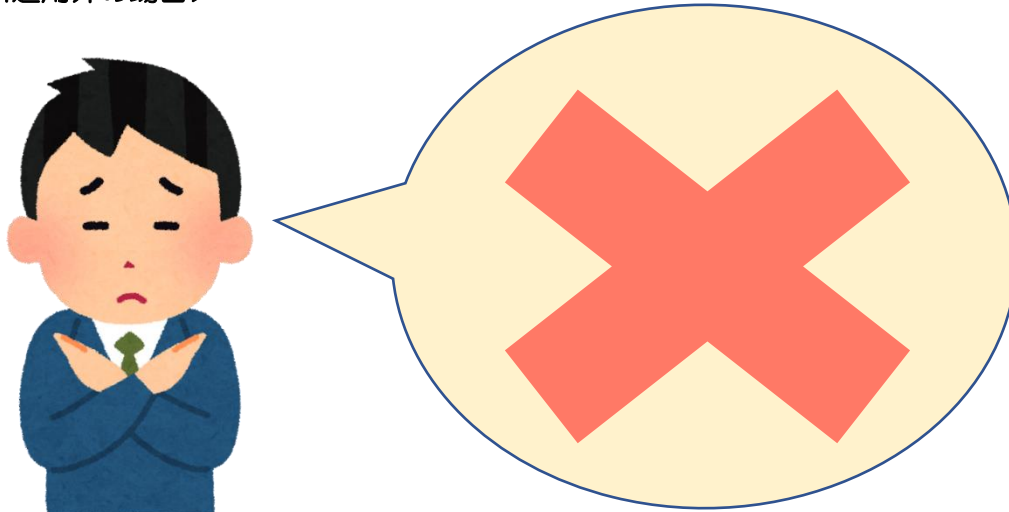
- 1 貸切バス事業者は、利用者からの申込書の受領時、以下事項を確認してください。
  - ・利用者全員の身分証明書の写し等を受領し、対象エリアの県民である旨を確認してください。
  - ・利用者全員のワクチン接種歴（※1）が確認できる画像や写し等を受領し、対象者であることを確認してください。  
（※1）ワクチン接種歴は原則、3回目接種を終えている必要がありますが、福井県民による福井県内のみの旅行であれば、2回目接種の状態でも有効となります（ただし、2回目接種から14日以上経過が必要）。
- 2 申込時、利用者の内訳（様式1-2）の中にワクチン接種歴を満たさない方がいる場合は、旅行当日（バス乗車前）に有効な、ワクチン接種歴が確認できる書類（原本もしくは画像・写し等）、または陰性結果を証明するもの（※2）を提示する必要がある旨を案内してください。  
（※2）検査結果を証明するものは、次の事柄が記載されているものに限りです。
  - ・検査を受けた本人の氏名
  - ・検査結果
  - ・検査方法
  - ・検査をした施設、場所名
  - ・検体採取日
  - ・検査管理者氏名
  - ・有効期限（旅行当日において有効であるか要確認）
- 3 上記1，2を満たさない場合は、バス乗車前に抗原定性検査を実施（※3）し、陰性結果を確認する必要がある（※4）ことを案内してください。  
（※3）出発地の近隣に検査施設があれば、そちらを案内してください。抗原定性検査の検査結果は採取日の翌日まで有効です。  
【ご参考】福井県 PCR 等検査無料化 特設サイト  
<https://www.fukui-pcr.com/>
- （※4）抗原定性検査の実施もできず、陰性結果を確認できない場合は、その方のご乗車をお断りしてください。未確認の方が1名でもご乗車された場合は、そのバス車両に係る補助全体が対象外となります。
- 4 当日の抗原定性検査の結果、陽性が認められた場合は、医療機関又は相談センターへ速やかに受診していただくよう案内してください。また、濃厚接触が考えられる同行者がいる場合は、速やかに保健所に相談していただくよう案内してください。
- 5 利用者に、申込時に上記を必ず実施することを宣誓いただくと共に、バス協会への提出時、事業者におかれましても宣誓を行ってください。（申請書の該当箇所にチェック）

### <旅行当日のワクチン接種歴の確認について>

ワクチン接種歴または検査結果陰性を証明する書類等の確認をする者

- (1) 添乗員付きツアーの場合は、添乗員が行う。
- (2) 添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、運転手が行うか、集合場所において係員を配置する等の体制を確保して行う。
- (3) 確認のための体制を確保できない場合は、旅行開始前までに、貸切バス事業者において行う。ただし検査結果陰性を証明するもの等の場合には有効期限に注意すること。

### <割引適用外の場合>



下記の場合に該当する方が利用者に含まれる場合、そのバス車両に係る運行・感染症対策の補助が受けられません。

- ① 各種検査結果が陽性（※5）または判定不能の場合。
- ② 身分証明の事前提出または当日の提示がなく、身元を確認できなかった場合。
- ③ ワクチン接種歴の事前提出がなかった者で、旅行当日に有効なワクチン接種歴（県外の方は3回目、県内かつ県内旅行のみの方は2回目接種から14日以上経過）または陰性結果を確認できる書類等を持参せず、有効な検査結果も得ることが出来なかった場合。

（※5）検査結果が陽性の場合、医療機関や受診・相談センターを紹介するなど、受診を促してください。また、同行者の中に陽性者の同居人等、濃厚接触者と考えられる者がいる場合は、保健所への相談等を促してください。

### <学校行事について>

- ・ 幼稚園・保育園・こども園や小中高の学校行事（修学旅行）での利用において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を行っている」場合は（相手先の学校によく確認してください）、ワクチン・検査パッケージ制度は適用されません。
  - 生徒・児童のワクチン接種証明や身分証明の提出不要

### 3 Q & A

---

Q1 ワクチン・検査パッケージとは？

A1 感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、飲食イベント、移動等の各分野における行動制限を緩和するため日本政府が作成した行動指針です。

Q2 利用者のなかに福井・石川・富山県以外の在住者が含まれる場合の取扱いは？

A2 事業の対象エリア外の方はご乗車いただけません。ご乗車された場合、そのバス車両の運行・感染症対策に係る補助が対象外となります。

Q3 有効なワクチン接種歴や検査結果陰性の証明がある者と確認出来ない者が、同一バス車両に乘客として混在している場合は？

A3 混在があった場合、そのバス車両に係る補助の全てが対象外となります。

Q4 ワクチン検査パッケージ関係で受領したワクチン接種歴や身分証明に係る書類等は、事業者で写しを保管すべきか？

A4 旅行が終了し、県バス協会への事後報告で書類提出を完了した後は、写しの保管義務はありませんので、控え等を遅滞なく破棄してください。

Q5 申込の時点でワクチン接種歴が確認できない者の取扱いは？

A5 申込時に利用者全員分の書類の写しが得られなかった場合は、旅行当日、貸切バス事業者によって確認していただくことも可能です。

その場合は旅行当日のバス乗車前に必ず書類（スマートフォンによる撮影写真でも可）の提示を受けてください。

なお、書類の提示がなかった場合は、当日の抗原定性検査によりご対応ください。

Q6 利用者全員が福井県民であってもワクチン・検査パッケージの適用が必要なのか？

A6 感染拡大防止の観点から、必須とさせていただきます。なお、バス車両への感染拡大防止対策に係る費用として、1台1運行あたり10,000円の補助を今年度から新設しております。

Q7 12歳未満の児童についてはどのように対応すればよいか？

A7 12歳未満については同居する親等が同伴する場合、検査は不要です（身分証明書は必要）。ただし、今後、石川県や富山県などの対象エリアがまん延防止重点措置に指定された場合、その地域をまたぐ移動にあっては、6歳以上12歳未満の場合は検査が必要となります。

なお、学校における修学旅行や幼稚園・保育園の遠足等の場合は、教職員等の引率に

より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を実施していれば、生徒・児童のワクチン接種歴・身分証明等の提出は不要です。

Q8 陰性結果の有効期限は？

A8 PCR 検査・抗原定量検査は検体採取日より3日以内、抗原定性検査は検査日より1日以内（検査日の翌日を1日経過としてカウント）のものが有効です。

Q9 ワクチン接種済み証の有効期限は？

A9 当面の間、定めません。

Q10 PCR 検査および抗原定量・定性検査はどこで受けることができるのか？

A10 医療機関又は衛生検査所等で受けることができますが、厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として公表されている検査機関が推奨されます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-jihikensa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html)

なお、抗原定性検査につきましては、福井県の事業で県民向けの無料検査を実施しております（事業期間にご注意ください）。 <https://www.fukui-pcr.com/>

Q11 抗原定性検査は事業者でも出来るのか？

A11 抗原定性検査は、下記の条件のもと事業者でも実施することが出来ます。

- ・検体採取の注意点などを理解した者の管理下で適切な感染防護策を施すこと。
- ・薬事承認された検査キットを用いること。

詳細は「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要項」を参考にしてください。 [https://corona.go.jp/package/assets/pdf/kougenteisei\\_jisshi.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/kougenteisei_jisshi.pdf)

Q12 ワクチン接種証明書や検査結果通知書等は何のようなものか？

A12 巻末に記載しているものを参考にしてください。

Q13 連泊をする場合、検査結果陰性を証明するものの有効期限は？

A13 同一の行程・ツアー旅行の場合、乗車1日目に有効な陰性結果を確認できれば行程全体において有効とします。

Q14 手引書に載っていない事項についてはどのように判断すればよいか？

A14 基本的には「福井県貸切バス利用支援事業」の実施要項に基づいてご運用いただきますが、判断に迷われる事例においては福井県バス協会事務局ともご相談ください。内容に応じて事務局・県で協議の上、見解をお伝えいたします。



【別紙】

＜予防接種済証の場合＞

接種券		予診のみ		新型コロナウイルスワクチン接種済証 Certificate of Vaccination	
接種券番号	ワクチン種類	接種券番号	予診のみ	接種済年月日	接種済回数
〇〇〇〇〇〇〇	123456	〇〇〇〇〇〇〇	123456	2021年	1回目
1234567890		1234567890			
〇〇〇〇〇〇〇 (18行)		〇〇〇〇〇〇〇 (18行)		〇〇〇〇〇〇〇 (18行)	
接種券番号	ワクチン種類	接種券番号	予診のみ	接種済年月日	接種済回数
〇〇〇〇〇〇〇	123456	〇〇〇〇〇〇〇	123456	2021年	2回目
1234567890		1234567890			
〇〇〇〇〇〇〇 (18行)		〇〇〇〇〇〇〇 (18行)		〇〇〇〇〇〇〇 (18行)	

**接種を受ける方へ**

- シールは削がらずに、首紙ごと接種場所へお持ちください。
- 右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

2回分シールが貼られているか確認。  
2回目以降14日経過しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

3回目接種済の場合、「3回目」と表示されています。

3回目接種済の場合、「3回目」と表示されています。

＜接種記録書の場合＞

新型コロナウイルスワクチン接種記録書  
Record of Vaccination for COVID-19

氏名	住所
生年月日	接種済回数

氏名 : \_\_\_\_\_  
住所 : \_\_\_\_\_  
生年月日 : 年 月 日

**新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた医療従事者の方へ**

- 上記の接種記録書は、2回目の接種でシールを貼付しますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお願いしてください。(発行まで時間を要する場合があります。)
- 発行、市町村から郵送される接種券は、使用しないでください。
- 2回目の接種時に、「接種券付き予診票」と「接種記録書」をご持参ください。

**新型コロナウイルスに関する相談先**

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
- ➡ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
- ➡市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
右のQRコードからアクセスできます。



2回分シールが貼られているか確認。  
2回目以降14日経過しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

新型コロナウイルスワクチン接種記録書  
Record of Vaccination for COVID-19

接種年月日	接種済回数	氏名
年 月 日	〇〇〇〇〇〇〇 (18行)	住所
接種会場		生年月日: 年 月 日
		接種券番号:


**新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた方へ**

- この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

**新型コロナウイルスに関する相談先**

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
- ➡ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
- ➡市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
右のQRコードからアクセスできます。



<接種証明書の場合>

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書  
Vaccination Certificate of COVID-19

姓名  
[Surname Given name]

接種 証明

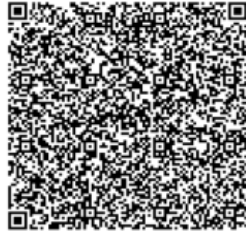
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)  
1991-02-05

身分証明書等により、  
本人のものか確認。

国内用

[Domestic Use]

SMART Health Cards



県民の県内利用の場合、  
少なくとも2回接種し、  
接種日から14日以上  
経過しているか確認。

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]
2021-04-02	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	ABC123	日本 [JAPAN]
2021-04-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	DEF465	日本 [JAPAN]
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	GHI789	日本 [JAPAN]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

東京都霞ヶ関市長

[Mayor of Kasumigaseki City, Tokyo Metropolis]

日本国厚生労働大臣

[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]

011002-20211226-XXXXXX

証明書発行年月日 [Issue Date](YYYY-MM-DD)

2021-12-26

県外者の利用、県民の  
県外利用の場合は3回  
接種しているか確認。

## <検査結果通知書の様式例>

検査結果通知書	
<ul style="list-style-type: none"><li>この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。</li><li>利用の際に、身分証明書とともに提示してください。</li><li>新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。</li></ul>	
<b>陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。</b>	
<input type="checkbox"/> 受検者氏名	〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)
<input type="checkbox"/> 検体採取日 <sup>※1</sup>	2021年〇月〇日
<input type="checkbox"/> 検査結果	<b>陽性</b> ・ 陰性 ・ 判定不能
<input type="checkbox"/> 有効期限 <sup>※2</sup>	2021年〇月〇日
<input type="checkbox"/> 検査方法	PCR検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査
<input type="checkbox"/> 検体	唾液 ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液
<input type="checkbox"/> 使用した検査試薬又は検査キット名	〇〇 〇〇
<small>※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。 ※2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日</small>	
<input type="checkbox"/> 事業所名（又は検査所名）	〇〇 〇〇
<input type="checkbox"/> 検査管理者氏名	〇〇 〇〇
<b>【陽性の場合】</b>	
<input type="checkbox"/>	医療機関を受診してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>受診・相談センターに電話し受診先について相談してください</b> 電話番号 03-XXXXX-XXXXX

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。